

広島経済大学『経済研究論集』・『研究論集』投稿要項

平成22年6月10日
制 定

I 趣 旨

この要項は、広島経済大学経済学会会則第3条1項（以下、会則という）に基づき『経済研究論集』及び『研究論集』（以下、論集という）の投稿について必要事項を定める。

なお、執筆要項は別に定める。

II 論文内容・投稿資格等について

(1) 投稿資格

論集の投稿資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 広島経済大学に在職する教員
- ② 大学院博士課程後期課程に在籍する者
但し、指導教員の推薦を得なければならない。
- ③ 名誉教授
なお、多年にわたり本学の教育・研究に貢献し、定年退職した者は、名誉教授に準ずる。
- ④ 編集委員会（以下、委員会という）が執筆を依頼した者、あるいは特に認めた者
- ⑤ 本学非常勤講師
但し、当該学科に掲載の可否について検討を依頼した上で、委員会で了解を得、年会費相当額を収めた者
- ⑥ 学外者との共著は、本学教員が代表者で、かつ当該論文作成に相当な貢献をした者に限る。

(2) 投稿者の責任

提出された原稿に関するすべての責任は、執筆者が負うものとする。翻訳についても、翻訳者が責任をもって原著者の承認を得ておくものとする。

(3) 投稿原稿の区分

投稿原稿は、原則として未発表のものとし、その区分及び内容は以下のとおりとする。

- ① 論説
理論的または実証的な研究成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであり、独自性があり、論文として完結した体裁を整えているもの。
- ② 研究ノート
論説に準じるもので、研究の新たな動向などをまとめたもの。
- ③ 翻訳
- ④ 書評
- ⑤ その他（資料、調査、研究集会報告、博士論文要旨ほか）

(4) 著作権・編集権について

投稿された原稿の著作権は執筆者に属し、当学会は編集権を持つものとする。但し、論集の電子化・公開に関連して、執筆者は著作権の行使を当学会に委任するものとする。

(5) 使用言語

投稿原稿で使用する言語は、原則として日本語および英語とする。但し、委員会が印刷上困難でないと認めた言語については、この限りでない。その場合には、英語による要約（仕上がりで1ページ以内）を付けること。

(6) 投稿の受付

投稿を希望する者は、所定の投稿申込書を、原稿締切日の2週間前までに地域経済研究所に提出する。「投稿申込書」の様式は別途定める。なお、投稿論文数は、原則として当

該号に一人1編とする。

(7) 原稿の長さ

原稿の長さは、論説の場合スペース込みで24,000字を上限とする。欧文の場合もこれに準ずる(約8,000語)。連載は、特別な場合を除き4回までとする。

(8) 文字数の厳守

投稿原稿の文字数を厳守すること。超過した際は、刷り上り1頁につき6千円のページチャージを徴収する。但し、当分の間5頁超過までは徴収しない。

(9) 原稿の受付及び刊行時期

論集の刊行は年4回とする。原稿の受付及び刊行時期は下表のとおりとする。

原稿の受付	刊行時期
3月末	6月末
6月末	9月末
9月末	12月末
12月末	3月末

(10) 刊行の中止

本要項Ⅱ(3)のうち①論説、②研究ノート、③翻訳の投稿原稿総数が少数の場合は、刊行を延期する事がある。その場合、投稿原稿は次号に掲載する。

(11) 論文掲載の採否および区分

① 論文掲載の採否は、編集委員会が決定する。また、原稿区分は投稿者の意を受け編集委員会で審査のうえ決定する。

② 掲載が決定した後は、原則として原稿内容の大幅な修正・変更は認めない。

(12) 原稿料

原稿料は、支払わない。但し、学外者への依頼原稿(論説)は3万円を支払う。

(13) 校正

掲載原稿の校正は原則として2回までとし、校正ミスに関する責任は執筆者がそのすべてを負うものとする。原稿内容の大幅な修正・変更は認めない。

なお、校正の期間は、原則として初校が7日、再校が5日とする。

(14) 抜き刷り

抜き刷りは、30部までは無料とし、これを超える部数についての料金は、執筆者が相当分の実費を負担する。

附 則

1 この要項は、平成22年6月10日から施行する。

2 広島経済大学『経済研究論集』・『研究論集』投稿についての申合せ(平成12年6月8日制定)は、廃止する。

